

愛をつなぐ 相続セミナー

ワイツの相続・贈与セミナー

司法書士が
お答えします!



定期的に行っている
人気のセミナーです

■ 日時 **1/21(土) 13:30~15:00** 13:30~14:30 セミナー
14:30~15:00 質疑応答

事前予約制

定員：先着20名様

参加費：無料

■ 場所 **平群町中央公民館 1F 談話室** 平群町福貴1037-2

■ 講師 **司法書士 小林 秀行氏** とりみ登記法務事務所(奈良市鳥見町)所長
関西学院大学 非常勤講師

相続対策は誰にでも必要な時代。
「相続」で大切なことは、「遺された家族が幸せであること」です。

86歳になった母の突然の訃報が届いたのが今から5年前の4月。故郷に1人暮らしの母。施設で2年ほどお世話になっておりました。認知症もあり、娘の私とは時間軸のずれた会話と変わらぬ笑顔がありました。まだまだ元気であると思っていただけに…。訃報は2才違いの姉からの連絡でした。父は20年前に他界。近くに住む姉が母親の面倒をみてくれていました。遺言書はありません。今も、土地や家は放置されたままです。直後に姉が脳出血で倒れ、言語障害と下半身麻痺となりました。「相続」…、言い出せなくなりそのままです。

あなたの想いを伝える遺言書、必要ですか?

チェックシート

- 2人以上の子供がいるが、子供たち同士の仲が悪い、または経済状態に格差がある。
- 結婚しているが子供はいない。
- マイホームを所有している。
- マイホーム以外に、不動産や未公開株など分割しにくい財産を持っている。
- 再婚相手の連れ子がいる。
- 内縁のパートナーがいる。

あなたはいかがでしたか? いくつあてはまりましたか? ただ、よくみると老齢年金を受給している65歳以上の方なら、ほとんどの方が、どれかにあてはまりそうです。これにあてはまらない方を探す方が難しい…。そうすると、高齢者のほとんどの方は遺言書をつくる必要があると言えそうです。

これらに該当する場合、遺言書がないと遺産の取り分をめぐって家族間で相続争いが起こる可能性が高いのです。相続争いが起きなくても、「銀行預金が引き出せなくて困った」とか、「自動車の名義を書き換えられなくて困った」などの話は耳にしたことがあるのではないのでしょうか? このように遺言書がないと、残された家族を大変面倒な目に遭わせてしまう可能性が高いのです。

WAITSU
株式会社ワイツ
ワイツ一級建築士事務所

ご予約・お問い合わせ

TEL:0745-45-7918

営業時間/9:00~18:00 定休日/水曜日・祝日・毎月第1日曜日

ハイブリッドソーラーハウス施工店

〒636-0911 生駒郡平群町椿井32-1
奈良県知事許可(般-27)第13420号

私たちは、安心して暮らしていただく家をつくっています。家は、そこに住まう方々の人生を温かく見守っています。人生の決算を迎えるとき、大切な、大切なご家族に愛をつなぐことができるよう、このセミナーを企画しました。